

## 社外役員の独立性基準

当社の社外取締役および社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下の通り定め、下記のいずれにも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断しております。

1. 現在または過去10年間において、当社および当社の子会社の業務執行者（\*1）であった者
2. 過去3年間において、下記（1）から（7）のいずれかに該当した者
  - （1）当社を主要な取引先とする者（\*2）またはその業務執行者
  - （2）当社の主要な取引先（\*3）またはその業務執行者
  - （3）当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている（\*4）コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
  - （4）当社の主要株主（\*5）またはその業務執行者
  - （5）当社の主要な借入先（\*6）またはその業務執行者
  - （6）当社より一定額を超える寄付（\*7）を受けた者または受けた団体に所属する者
  - （7）当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
3. 上記1および2に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
4. 当社の社外役員としての任期が8年を超える者

（\*1）「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員または使用人をいう。

（\*2）「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の年間連結総売上高の2%を超える支払いを、当社から受けた者をいう。

（\*3）「当社の主要な取引先」とは、当社の年間連結総売上高の2%を超える支払いを、当社に行った者をいう。

（\*4）「当社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ている」とは、役員報酬以外にその者の売上高または総収入金額の2%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える金銭または財産を当社から得ていることをいう。

（\*5）「主要株主」とは、議決権所有割合が10%以上の株主をいう。

（\*6）「主要な借入先」とは、当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。

（\*7）「一定額を超える寄付」とは、1,000万円を超える寄付をいう。